

5 運輸関係

(2) バス事業・タクシー事業等

規制緩和推進3か年計画(再改定)(平成12年3月31日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期					
		平成10年度	平成11年度	平成12年度			
乗合バス事業に係る需給調整規制	乗合バス事業に係る需給調整規制の廃止について、運輸政策審議会の答申を平成11年4月上旬に得る。これに基づき、生活路線の維持方策の確立を前提に、遅くとも13年度までに需給調整規制を廃止する。		法案提出済			(国土交通省) 「道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律」(平成12年法律第86号、平成12年5月26日公布)により、乗合バス事業に係る需給調整規制を廃止した。 (平成14年2月1日施行済)	
乗合バス事業の運賃・料金規制	需給調整規制の廃止と併せ、運輸政策審議会で上限価格制を検討の上、その答申に基づき措置する。		法案提出済			(国土交通省) 「道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律」(平成12年法律第86号、平成12年5月26日公布)により、乗合バス事業に係る需給調整規制を廃止した。 (平成14年2月1日施行済)	
タクシー事業に係る需給調整規制	タクシー事業に係る需給調整規制の廃止について、運輸政策審議会の答申を平成11年4月上旬に得る。これに基づき、安全の確保、消費者保護等の措置を確立した上で、遅くとも平成13年度までに需給調整規制を廃止することとし、可能な限りその前倒しを図る。		法案提出済			(国土交通省) 「道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律」(平成12年法律第86号、平成12年5月26日公布)により、タクシー事業に係る需給調整規制を廃止した。 (平成14年2月1日施行済)	
タクシー事業に係る運賃・料金規制	需給調整規制の廃止の検討と並行して、速やかに上限価格制を検討の上、運輸政策審議会の答申に基づき遅くとも平成13年度までに措置することとし、可能な限りその前倒しを図る。		法案提出済			(国土交通省) 「道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律」(平成12年法律第86号、平成12年5月26日公布)により、タクシー事業に係る運賃・料金の認可基準を上限価格の基準に変更した。 (平成14年2月1日施行済)	

(5) 海上運送事業等

規制緩和推進3か年計画(再改定)(平成12年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成10年度	平成11年度	平成12年度		
臨時船舶建造調整法による船舶建造に係る規制	商業的造船業における正常な競争条件に関する協定の発効後、可及的速やかに臨時船舶建造調整法の改廃を含む建造許可制度の抜本的見直しを行う。			協定発効後可及的速やかに	(国土交通省) 審査・処理の迅速化・簡素化のため、平成11年4月13日付け海造第114号・海交海第75号・海交外第154号(「規制緩和推進3か年計画の実施に伴う臨時船舶建造調整法(昭和28年法律第149号)に基づく船舶の建造(改造を含む。)許可及び許可事項の変更承認に係る標準処理期間の変更について」(海上技術安全局造船課長、海上交通局海事産業課長、同外航課長通達))により、行政手続法上の標準処理期間を30日間から3週間に短縮した。	
強制水先の必要な船舶の範囲	強制水先の必要な船舶の範囲について、神戸港、横浜区(横浜港・川崎港)に引き続き、港湾の輻 状況や埠頭の整備等による状況の変化の見られる港域又は水域から、順次見直しを行い、必要な措置を講ずる。	10年7月(神戸港)	11年7月(横浜区)	12年度以降(関門区)	(国土交通省) ・ 神戸港について、必要な安全対策等を講じるとともに、「水先法施行令の一部を改正する政令」(平成10年政令第215号、平成10年6月12日公布)により、強制水先の必要な船舶の範囲を総トン数300トン以上から1万トン以上に引き上げた。(平成10年7月1日施行) ・ 横浜区(横浜港・川崎港)について、必要な安全対策等を講じるとともに、「水先法施行令の一部を改正する政令」(平成11年政令第199号、平成11年6月23日公布)により、原則として同船舶の範囲を総トン数300トン以上から3000トン以上に引き上げた。(平成11年7月1日施行) ・ 関門区について、必要な安全対策等を講じるとともに、「水先法施行令の一部を改正する政令」(平成14年政令第196号、平成14年6月5日公布)により、原則として同船舶の範囲を総トン数300トン以上から3000トン以上に引き上げた。(平成14年7月1日施行)	

(6) 船舶航行

規制緩和推進3か年計画(再改定)(平成12年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成10年度	平成11年度	平成12年度		
特定港における夜間入港制限の緩和	特定港における夜間入港制限については、安全な航行に支障がない船舶に対し、包括許可制度(一度港長の許可を受ければ一定期間入港の度に許可を受けなくても済む制度)を導入する。	(検討)	(検討)	(実施)	(国土交通省) 「『特定港における夜間入港制限の緩和』及び『危険物積載船のレーダーの試運転制限の緩和』について」(平成13年3月27日付保安第21号)により平成13年4月23日から包括許可制度を導入した。	
火薬類(コンテナ貨物)の夜間荷役	火薬類(コンテナ貨物)の夜間荷役の可能性について所要の検討を行う。			12年度 (検討)	(国土交通省) 「『危険物積載船舶の停泊場所指定及び危険物荷役許可基準について』の一部改正について」(平成13年3月27日付保安第20号)により、平成13年4月23日から安全上必要な追加的対策を講ずる場合については、火薬類(コンテナ貨物)の夜間荷役を認めることとした。	
危険物積載船のレーダーの試運転	荷役以外の着積状態におけるレーダーの使用制限について、ガス検定等により安全性が確認される場合は制限を緩和する方向で検討を行う。			12年度 (結論)	(国土交通省) 「『特定港における夜間入港制限の緩和』及び『危険物積載船のレーダーの試運転制限の緩和』について」(平成13年3月27日付保安第21号)により、平成13年4月23日からガス検知等により安全性が確認される場合は制限しないこととした。	

(8) 航空運送事業等

規制緩和推進3か年計画(再改定)(平成12年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成10年度	平成11年度	平成12年度		
混雑空港の発着枠の配分方法	混雑空港の発着枠の配分(発着枠の回収に伴う再配分を含む。)について、規制改革についての第2次見解を踏まえ、客観性と透明性をもった方法で行うこととし、評価項目や数値化手法を含む評価方法をできるだけ明確かつ具体的に設定する。		実施 12年3月 (羽田空港)	12年度以降、継続的に逐次実施	<p>(国土交通省)</p> <p>「混雑飛行場スロット配分方式懇談会」の報告(平成12年2月)を受けて、羽田空港の新B滑走路の供用に伴う新規発着枠の配分(平成12年7月)について、利用者利便を増進し、かつ、効率的な航空会社に発着枠が配分できるような客観性及び透明性のある評価方式を採用した。</p> <p>発着枠は、既得権益化を防止する観点から、許可の有効期間が失効する5年ごとに見直すことになっている。次回の見直しは改正航空法施行(平成12年2月)から5年が経過する平成17年2月に所要の措置がなされ、客観性と透明性をもった方法で、混雑飛行場における発着枠の回収、再配分を行う予定である。</p>	

(10) その他

規制緩和推進3か年計画（再改定）（平成12年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成10年度	平成11年度	平成12年度		
自動車運転免許証の有効期間	<p>自動車運転免許証の有効期間の延長及び更新手続の一層の簡素化について、交通安全の確保に配慮しつつ、調査の結果を踏まえ平成12年5月末に方向を明確化し、措置が必要な場合には、できる限り早期に実施する。</p> <p>この運転免許証の有効期間の延長についての調査・検討では、諸外国における運転免許証の有効期間制度が様々であることを踏まえ、一定年齢まで更新なしで有効とする制度についても行う。</p>	調査・検討	調査・検討	方向の明確化	<p>（警察庁）</p> <p>平成12年5月に決定、公表した運転免許証の有効期間の延長及び更新手続の一層の簡素化に関する今後の方向についての警察庁としての措置方針に基づき、「道路交通法の一部を改正する法律」（平成13年法律第51号）及び「道路交通法施行令の一部を改正する政令」（平成14年政令第24号）により、下記の施策を講じたことにより（平成14年6月1日施行）、措置済みである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般運転者に係る運転免許証の有効期間を従来の3年から5年に延長し、運転免許証の有効期間を高齢者、初心者や、一定以上の違反運転者を除き、原則として5年とした。 ・やむを得ない理由で更新ができずに運転免許を失効させ、再取得した場合には、従来は優良運転者とされなかったが、一定の要件を満たせば優良運転者又は一般運転者とされるよう、失効した運転免許を受けていた期間を、継続して運転免許を受けている期間に含むこととした。 ・更新をせず、運転免許の失効後6月を超え1年以内にある者については、仮運転免許試験において技能試験及び学科試験を免除することとした。 ・運転免許証の更新期間を従来の誕生日までの1か月間から、誕生日をはさんだ2か月間に延長した。 ・優良運転者については、住所地を管轄する都道府県公安委員会以外の都道府県公安委員会を経由して更新申請を行うことができることとした。 ・都道府県公安委員会が認定した教育等を受けた一定の者は、都道府県公安委員会が行う更新時講習を受ける必要がないものとした。 	

規制緩和推進3か年計画（再改定）（平成12年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成10年度	平成11年度	平成12年度		
	また、更新手続の簡素化方策のうち早期に実施が可能なものについては、できる限り速やかに所要の措置を講ずる。		一部措置済み（更新申請書の簡素化）11年4月1日	可能なものについては、逐次実施	<p>左記更新申請書の簡素化のほか、下記により措置済みである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「道路交通法施行規則の一部を改正する総理府令」（平成12年総理府令第87号）により、都道府県公安委員会規則で定める場合には運転免許証更新申請書等に写真を添付することを要しないこととし、更新申請に係る国民負担の軽減を図った。（平成13年4月1日施行） 「運転免許証の更新手続の簡素化に係る当面の推進事項について」（平成12年10月12日交通局長通達）により、優良運転者については、原則としてすべての更新窓口で受け付けることとなるよう、平成13年4月から、逐次実施するよう努めることとして、更新申請に係る国民負担の軽減を図った。 	
牽引免許の区分化	牽引免許について、被牽引車両の重量等に応じた区分を設けることの必要性の有無について検討し、平成12年中に結論を得る。			措置（結論）	<p>（警察庁）</p> <p>検討の結果、車両総重量750kgを超え2t程度までのキャンピングトレーラーについて牽引免許の区分を設けることには一定の合理性があることが認められた。そこで「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令」（平成14年内閣府令第34号）により、キャンピングトレーラーその他の車両総重量2t未満の被牽引車でセミトレーラー以外のもののみを運転しようとする者については、そうした車両を使用して技能試験を行うことができることとし、このような技能試験に合格した者は被牽引車をそうしたキャンピングトレーラー等に限定した牽引免許を受けることとする制度を新設したことから、措置済みである。（平成14年6月1日施行）</p>	